

2005 年 10 月 3 日

日本鉄鋼連盟加盟企業の製鉄プロセスにおける廃プラ等の利用見通し（アンケート結果）

社団法人 日本鉄鋼連盟

(単位 万 t)

種 類		現 状(04 年度)	2010 年
製鉄プロセス	廃プラスチック	3 6	7 0 ~ 8 0
	容リプラ (ケミカルリサイクル)	2 8	5 0 ~ 6 0
	廃タイヤ、A S R 等	6	2 0
	合 計	4 2	9 0 ~ 1 0 0
容リプラ（材料リサイクル* 1）		2	4

* 1) 日本鉄鋼連盟加盟企業のグループ企業によって実施

< 利用見通し量の推定に当たっての前提条件 >

- ◆ 容リ法等のもとで集荷システムが整備され、事業継続できる健全な市場が形成されていること。
- ◆ 容リ法再商品化手法としてサーマルリサイクルが導入される場合には、循環型社会形成基本法に則り、再使用、再生利用、熱回収の優先順位が反映された仕組みとされていること。（注 1）
- ◆ 新規設備投資、新規用途開発、新技術開発等が必要であること。（注 2）

(注 1)

循環型社会形成基本法には、

- 一、循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二、循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がなされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三、循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。

四、循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。と定められている。

但し書きには、“定められた順序によらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらない”と記載されているが、LCA評価として、サーマルに比べ、ケミカルの方が同等又は優れている以上、循環型社会形成基本法の考え方に則って、再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）を優先し、熱利用（サーマルリサイクル）は、補完的に位置付けるべきであるとする。

また、サーマルリサイクルを補完的に位置付けた場合でも、エネルギー効率が高く、CO₂削減に寄与の大きいサーマルリサイクルを推進していくため、最終利用先を含めたエネルギー効率等の基準を明確にすべきである。

(注2)

年間100万トン受け入れ達成には新規設備投資が必要であるが、循環型基本法の考え方が容り法のなかで継続されることがその前提となっている。

新技術であるプラスチック微粉化による高炉吹込みを行うため、NEDOの補助を得て設備新設（06年度秋稼動予定）を決定する等、処理能力拡大を推進している。

鉄鋼業界では、利用拡大に向けて、企業間での特許の実施供与を既に実施しており、技術協力体制が整っている。

<再商品化手法の拡大と分別区分の変更について>

- ◆ パブコメに寄せられた意見では、サーマルリサイクルの導入に対する賛否は二分化しており、また、サーマルリサイクルの導入に当たって条件をつけるべき等の意見も多く見られる。
- ◆ 容り法は、自治体、消費者、事業者（特定事業者、再商品化事業者）の三者で推進されてきたが、審議会では再商品化事業者が参加していないため、再商品化の手法や分別区分に関する技術的裏付けが十分に議論されていないといえる。
- ◆ 今後の新しい再商品化手法の技術基準検討や分別区分の具体化のためには、再商品化手法の技術的裏付けを明確にするとともに、手法間での適切なLCA評価を実施する等、再商品化にかかわる技術的検討を行うことが不可欠であるとする。既に実施されている“標準コストWG”のように、議論ができる場を設け、技術的情報を持つ再商品化事業者を交えて議論をすることを強く要望する。

以上